

第6次甘楽町行政改革大綱

令和4年3月

甘楽町

目次

第1章 総論

- 1. はじめに 1
- 2. 行政改革の必要性 1
 - (1) 人口の推移
 - (2) 財政状況
 - (3) 新たな改革の必要性
- 3. 実施期間 6

第2章 基本構想

- 1. 基本方針 7
 - (1) デジタル化の推進
 - (2) 組織改革・人材育成の推進
 - (3) 持続可能な行財政運営
- 2. 行政改革の推進 8
 - (1) 計画の進行管理
 - (2) 町民への公表

第3章 基本的な取組方針

- 1. デジタル化の推進 9
- 2. 組織改革・人材育成の推進 10
- 3. 持続可能な行財政運営 10

第1章 総論

1 はじめに

行政改革大綱は、社会情勢や時代の変化に即した町民ニーズに対応するための行政サービスの向上を目的とし、行政運営の在り方を見直し、施策の適正化と効率化を推進するためのものです。

町では、行政改革を最重要課題の一つに位置づけ、「甘楽町行政改革大綱（推進期間：平成9年度～13年度）」に続き、「甘楽町新行政システム改革大綱（推進期間：平成14年度～18年度）」を、さらに第5次行政改革大綱に至るまで、見直しを行いながら、計画を実現するために必要な制度・施策・組織・業務運営の改革を積極的に行ってきました。

今後も、国が策定した自治体デジタルトランスフォーメーション※1推進計画（以下「自治体DX計画」という。）による行政デジタル化に伴う業務の効率化をはじめとした第6次甘楽町行政改革大綱（以下「本大綱」という。）を策定し、行政改革を推進していきます。

2 行政改革の必要性

（1）人口の推移

昭和34（1959）年の甘楽町発足当時は、人口15,426人、2,696世帯でした。

町の人口は、昭和45（1970）年まで減少し、その後は平成11（1999）年まで微増傾向にありましたが、以降は少子化などの影響により減少に転じています。

一方で世帯数は、住宅団地やアパートの増加、核家族化等が要因となり増加が続いていますが、世帯当たりの人口は減少しています。

このように、全国的な課題である少子高齢化は当町においても避けられず、町税等自主財源の減収により今後の行財政運営は一層厳しい状況になることが想定されます。

また、町の人口は、令和2（2020）年4月1日現在13,095人で、平成12（2000）年4月1日現在（15,094人）と比較すると、1,999人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所※2によると、令和27（2045）年には9,066人まで減少すると推計され、少子高齢化と人口減少対策を早急に講じる必要があります。

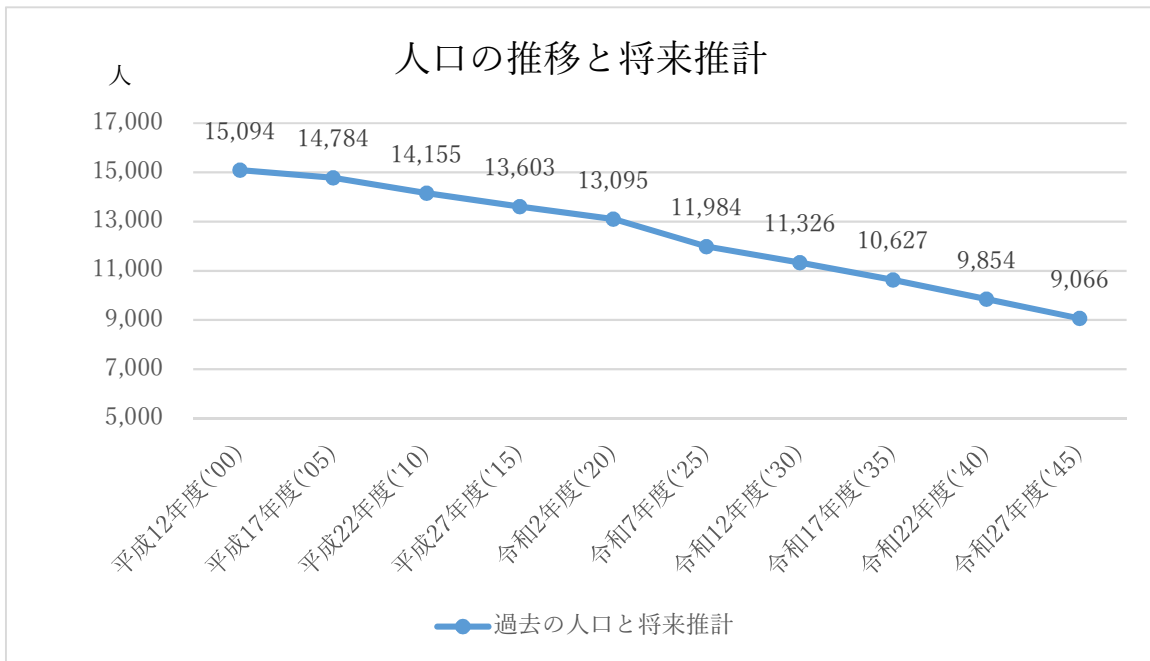
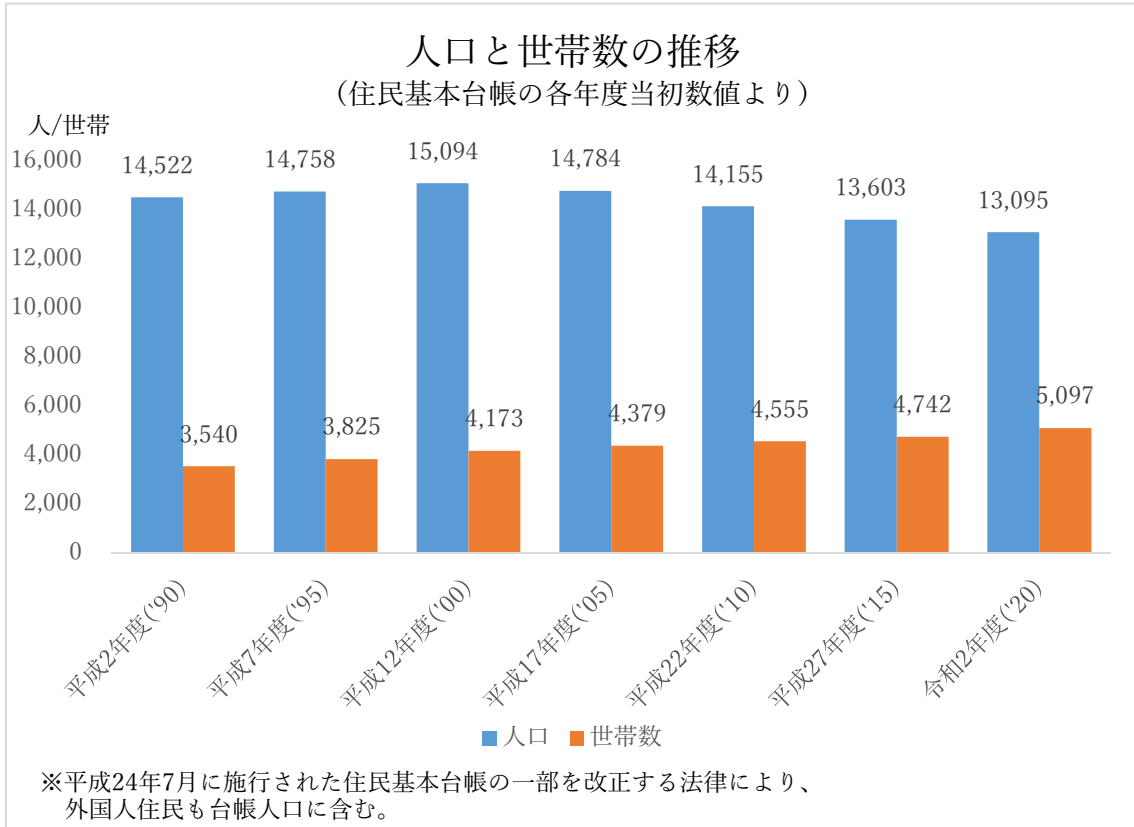
■用語解説

1. デジタルトランスフォーメーション

スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることと言われている。

2. 国立社会保障・人口問題研究所

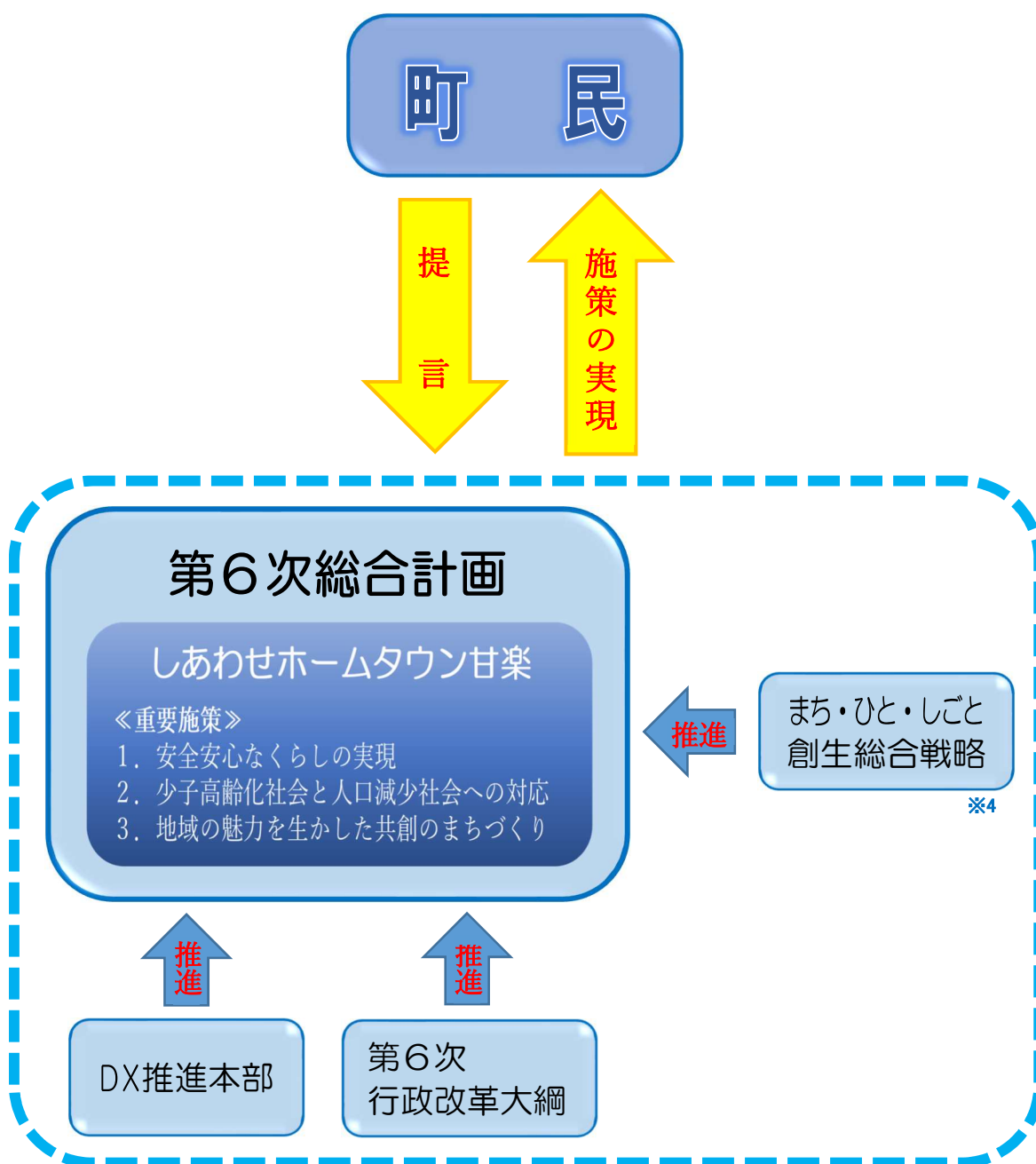
厚生労働省の附属機関で、人口問題や社会保障などに関する研究を行う研究機関。



(注) 令和2年度('20)までは住民基本台帳の数値、令和7年度('25)以降は、社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の数値。

【行政改革大綱の位置づけ】

本大綱は、第6次甘楽町総合計画※3（以下「総合計画」という。）に掲げる「しあわせホームタウン甘楽」の実現のため、町が取り組む改革の基本方針や実施内容を明確にするものです。



■用語解説

3. 総合計画

総合計画は、町の目指すべき将来像を描き実現に向けて方向性を定めた、まちづくりの最も基本となる計画で、事務事業はこの総合計画に沿って行われる。

4. まち・ひと・しごと創生総合戦略

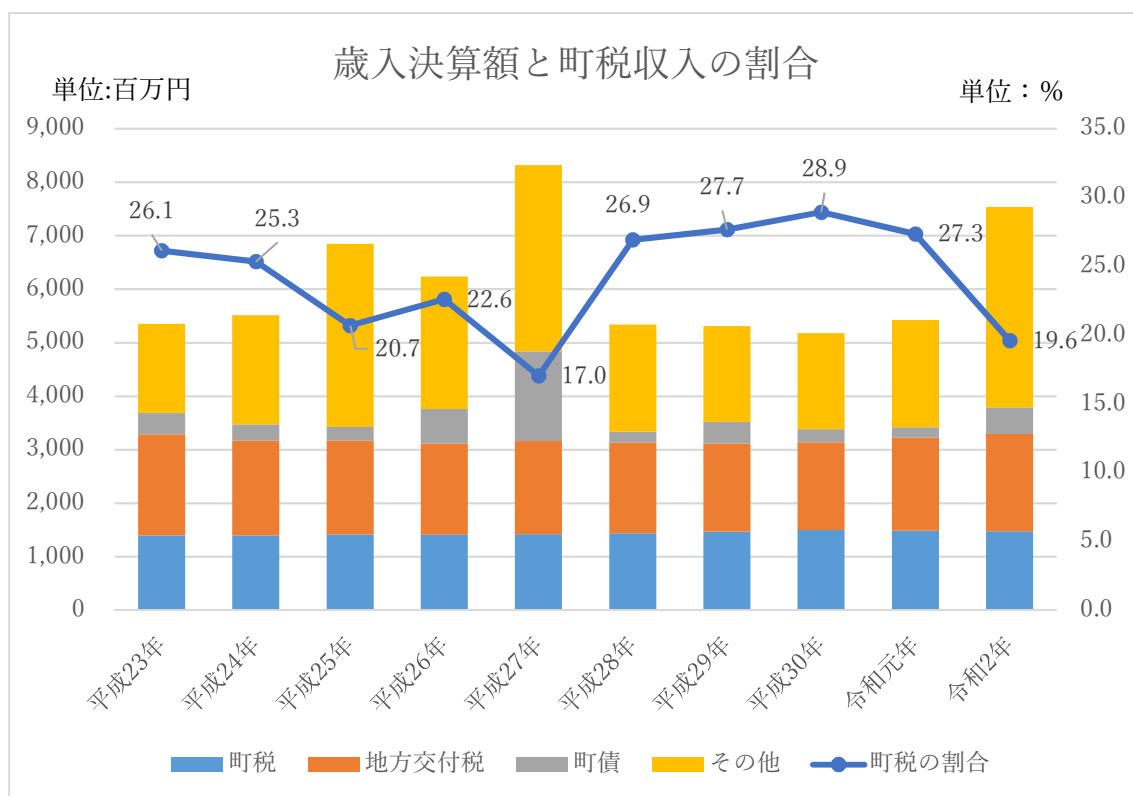
まち・ひと・しごと創生法に基づき、甘楽町における人口減少対策及び地方創生に取り組むための方策などを策定したもの。

(2) 財政状況

① 歳入

平成23年度から令和2年度までの過去10年間の一般会計歳入決算額は、52億円から83億円まで各年度の事業実施状況により開きがありますが、甘楽中学校建設事業や新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金事業等の特殊事情を除けば52億円から55億円の間で推移しています。

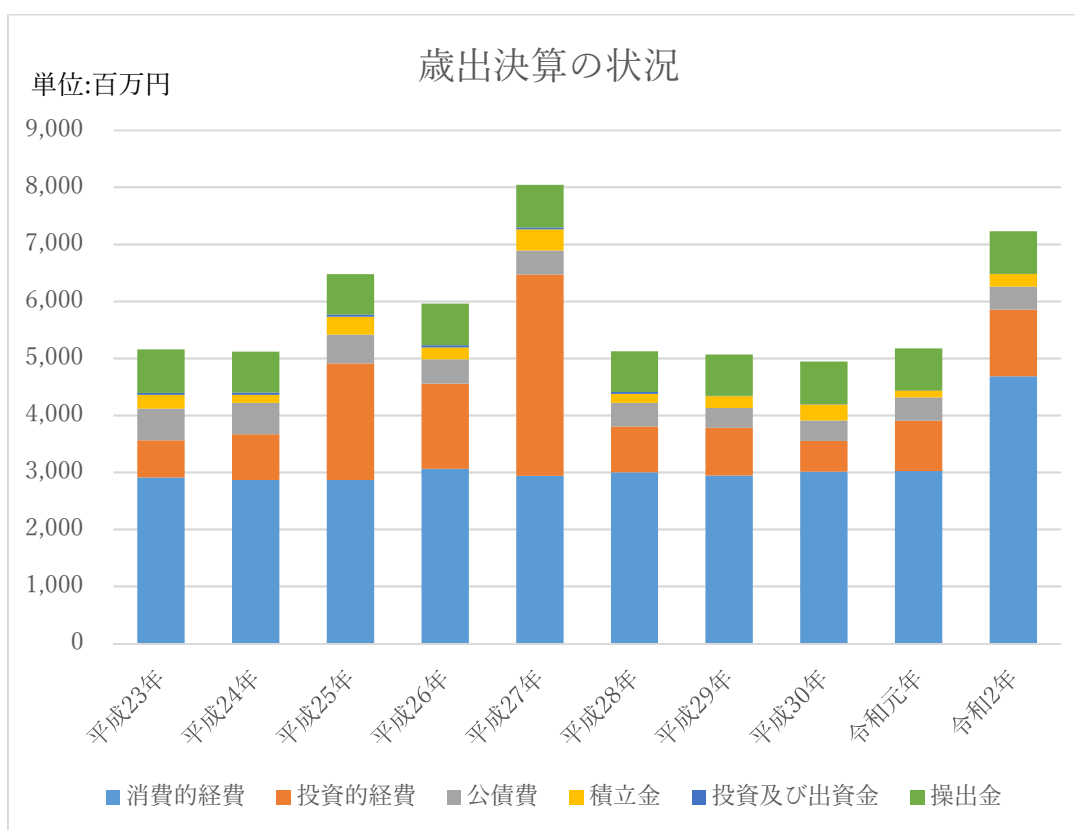
本町の歳入決算額に占める町税の割合は、特殊事情がある場合を除いて、28%程度で推移してきました。ここ数年は微増傾向が続いていましたが、平成30年度を境に減少に転じています。今後は生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症に伴う減収等が見込まれ、大きな町税の伸びは期待できない状況です。



② 歳出

下のグラフは年度別の歳出総額を性質別に分類したものです。人件費・物件費・扶助費等の消費的経費に、毎年 30 億円の費用が必要となっていること、また投資的経費の増減により財政規模が上下していることが分かります。

平成 25 年度から 27 年度は、国の緊急経済対策事業や甘楽中学校建設事業により投資的経費が大幅に増加し、決算規模が大きくなっています。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別定額給付金により消費的経費である補助費が増加しました。



本町の適正な財政規模は、近年の歳入の状況から 50 億円から 55 億円と考えられます。公共施設の老朽化に伴う維持補修費や改修費の増額、高齢化による扶助費の増額等、今後推測される費用の発生を考えると、行財政改革の積極的な取組が必要です。

(3) 新たな改革の必要性

今後は、少子高齢化に伴う人口減少で経済規模の縮小が進み、町税等自主財源の減収が見込まれます。医療や介護をはじめとした社会保障費の増加や、老朽化した公共施設の更新等、対応すべき課題は多様化しており、財政状況は一層厳しさを増すことが推測されます。

また、行政が回避することのできないリスクとして、新型コロナウイルスをはじめとする感染症による経済や生活への影響に加え、近年多発する大規模災害への対応や様々な社会問題など、常に有事への備えが必要であり、迅速かつ柔軟に対応できる体制を確立しておくことが重要となります。

このような状況下、あらゆる分野で新しいデジタル技術を積極的に活用するなど、自主的に行財政改革に取り組むことが必要不可欠です。

今回策定する行政改革大綱は、第5次行政改革大綱を継承しながらも社会情勢の大幅な変化に伴う新たな課題に対応し、限られた行政資源の有効利用を図り、町が将来にわたり持続的発展を遂げるために、量的改革と質的改革の目標を持ちながら不断の改革を進めるためのものです。

3 実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年計画）

第2章 基本構想

1 基本方針

本大綱は、総合計画に掲げた施策・事業を支え、時代の変化に即した行政サービスを実現するために全職員が取り組むべき計画と行動方針の基本的な方向性を示すものです。全庁横断的な共通認識のもと、様々な可能性に挑戦し実行していくための基本方針を次のとおり定めます。

(1) デジタル化の推進

新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害への対応など、幅広い分野で迅速かつ柔軟に対応するためには行政のデジタル化は必要不可欠です。

多様な町民ニーズに応え、安全安心な生活を守っていくため、個人情報保護制度※5の見直しを行い新たなデジタル技術と情報資産を最大限に活用し、行政サービスの利便性向上に取り組めます。

(2) 組織改革・人材育成の推進

新たな事業を推進する際や施策の課題を継続的に把握し改善していく場合には、職場組織の変革が求められます。新たなニーズに対応するため、効率的で効果的な組織づくりに取り組めます。

また、日常業務や他団体との人事交流等により職員研修を積極的に実施し、専門的で高度な知識を持つ人材を育成することで職員の資質向上を図り、行政課題に幅広く対応していきます。

(3) 持続可能な行財政運営

生産年齢人口の減少により町税の減収が見込まれる中、歳入に見合った持続可能な財政運営に努めます。経常経費※6の削減、公共施設の維持経費・改修経費の平準化に取り組むとともに、国・県の補助事業の活用、町税や使用料等の公平公正な負担により、歳入の確保に取り組めます。

また、地域や各種団体等と行政の課題を共有し、話し合いながら行政サービスの改善につなげていきます。

■用語解説

5. 個人情報保護制度

行政機関等が保有する個人情報の収集、保管、利用等について具体的なルールを定めプライバシーを保護するとともに、自己情報をその本人の請求に応じて公開していく制度。

6. 経常経費

毎年度連続して固定的に支出される経費で、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費など。

2 行政改革の推進

全職員が共通認識のもと本大綱を理解し、見る（Observe）－分かる（Orient）－決める（Decide）－動く（Act）のOODAループ※7で迅速な判断を繰り返すことで、自治体DX計画に基づくデジタル化をはじめとした改革を推進していきます。

なお、推進期間中における情勢変化により、基本方針に係る見直しや新たな行政課題に直面した場合は、適切に改定を行うものとします。

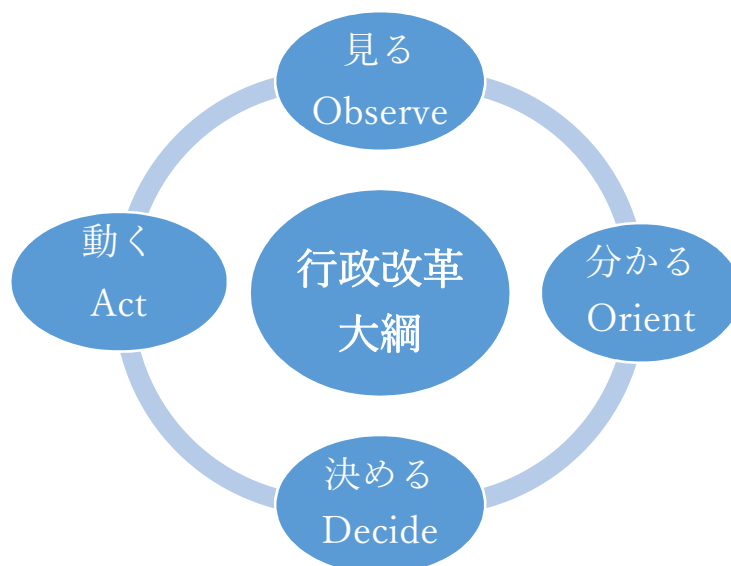
（1）計画の進行管理

各所属は、年度ごとに行政改革推進のための具体的な目標を実施計画に基づいて設定し、主体的に進行管理を行い、着実に行政改革を推進していきます。

（2）町民への公表

行政改革を推進するには町民の理解と協力が不可欠です。進捗状況や成果について、ホームページ等を通じて町民の皆さんに分かりやすくお知らせします。

【行政改革推進イメージ】



■用語解説

7. OODA ループ（ウーダグループ）

OODA は「相手の観察」から始まり現場が起点となるので柔軟に対応できる。OODA を高速で繰り返すことで、現場の問題解決能力が向上する。

第3章 基本的な取組方針

1 デジタル化の推進

新たな時代に対応した行政運営を確立させるため、自治体DX計画を積極的に推進し業務の改善と効率化を進めることで、町民一人ひとりのニーズに合った行政サービスを提供します。

実施事項	主な内容
(1)自治体DXの推進	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード※8の普及を促進します。・情報システムの標準化・共通化※9に取り組みます。・AI※10等の導入を検討しRPA※11の活用推進を図り、業務の効率化・迅速化に取り組みます。・業務プロセスの見直しにより事務の効率化を推進します。
(2)住民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none">・各種行政手続きのオンライン化を推進します。・マイナポータル※12を活用した行政サービスの提供を推進します。・デジタル技術の利用格差是正に取り組みます。
(3)情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none">・ホームページ、SNS等のICT※13を活用した情報発信の強化を推進します。・町が保有する情報をオープンデータ※14化し、積極的な二次利用を推進します。

■用語解説

8. マイナンバーカード(個人番号カード)

個人の申請により市区町村が無料交付するカードで、表面には顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載され、裏面にはマイナンバーを記載。税・社会保障・災害対策の法令手続の際の番号確認に利用する。

9. 情報システム標準化・共通化

地方公共団体が基本的な事務を行うための情報システムで、総務省が推進するシステム(仮称 Gov-Cloud)の共同利用を目指す。

10. AI

アーティフィシヤル インテリジェンスの略称で、人工知能のこと。

11. RPA

ロボティック プロセス オートメーションの略称で、仮想的労働者と呼ばれる。人間がコンピューター上で行う作業を自動化する技術。

12. マイナポータル

政府が運営するオンラインサービスで、マイナンバーカードを使用し行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からの通知を受け取ることができる専用サイト。

13. ICT

Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理をはじめインターネット等の通信技術を利用した機器やサービスの総称。

14. オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、誰もが二次利用可能な利用ルールで民間公開されたデータのこと。

2 組織改革・人材育成の推進

様々な町民ニーズに対応し質の高い行政サービスを提供するため、また職員一人ひとりが将来的な目標を持ち、改革を重ねていくための人材育成に取り組みます。

実施事項	主な内容
(1) 組織改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画、総合戦略を実行していく上で効率的な組織体制を目指します。 ・ デジタル化に伴う職場環境の変化に適応し、町民の利便性が向上する組織づくりを目指します。
(2) 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事交流、専門的な研修等のあらゆる研修の機会を活用し、多様な人材を育成します。 ・ デジタル化に向け、職員のICTリテラシーの向上に取り組みます。
(3) 職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的で働きやすい職場環境の整備に取り組みます。 ・ 職員一人ひとりが能力を発揮し、輝き続けられる職場を目指します。 ・ テレワーク、オンライン会議を推進します。

3 持続可能な行財政運営

健全な行財政運営を堅持するため財政基盤の強化を図るとともに、公平性の観点から町税や使用料等の徴収強化に引き続き取り組みます。また、新型コロナウイルス等新たな感染症対策や近年多発する大規模災害などの様々な社会問題に対し、迅速かつ柔軟に対応できる行財政基盤を構築します。

実施事項	主な内容
(1) 健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画に基づいた財政運営を推進します。 ・ 自主財源※15の確保と経常経費の削減に努めるとともに、投資的経費の重点化を推進します。 ・ 公営企業の健全な運営を推進します。

■用語解説

15. 自主財源

市区町村税などの地方税、地方消費税、条例や規則で徴収できる法定外税のほか、分担金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入など。

(2)行財政基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画※16に基づき、施設の長寿命化や統廃合を推進します。 ・ 災害や社会問題に柔軟に対応できる行財政基盤の構築を目指します。
(3)民間との共創	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や各種団体等との共創により行政サービスの改善を推進します。 ・ 民間の経営能力や技術力を活用し行政サービスの向上とコスト削減を図るため、PPP※17・PFI※18の導入を推進します。

■用語解説

16. 公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。

17. PPP

パブリック プライベート パートナーシップ(公民連携)の略称で、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム(やり方)。

18. PFI

プライベート ファイナンス イニシアティブの略称で、公共施設等の設計・建設・維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。